

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	生活支援ハウス事業運営業務（静樹苑）
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選 定 事 業 者	社会福祉法人厚仁会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>生活支援ハウスは、介護保険制度の導入後、要介護認定で「自立」「要支援」と判定され、施設を退所する方の受け皿の必要性から、整備が進められたものである。</p> <p>運営は、国庫補助の採択要件に基づき、国と協議のうえ各法人に業務委託を決定したものであり、運営する者は、介護老人保健施設等を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものとされ、生活支援ハウス運営事業実施要綱に4施設・4法人が規定されており、各法人所有の建物によって運営されている。</p> <p>現に各法人所有の建物に入所（生活）している方がいることから、受託者が変更してしまうと、利用者に、生活環境が変わる、転居が必要となるなどの不利益が生じてしまうこと、現在運営している全ての法人が良好に運営をしていることから、現在運営している社会福祉法人厚仁会との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和3年3月4日